

試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(六) 平十三・四・一以後終了事業年度分

		事業年度	法人名		
試験研究費の額		1	円		
		判定基準となる試験研究費の明細			
増	(1)のうち特別試験研究費の額 (24)の計	2			
		事業年度	試験研究費の額	当該事業年度の月数 09の事業年度の月数	改定試験研究費の額(17)×(18)
加	比較試験研究費の額 (21)÷(3又は事業年度数)	3			
		16	17	18	19
試	増加試験研究費の額 (1)-(3) (1)≤(2)の場合は0)	4			
		前	平 . . .	円	
験	増加試験研究費の額の支出基準額 $(4) \times \frac{15}{100}$	5			
		五	平 . . .		
研	当期の所得に対する法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(一)「7」又は 別表一(三)「2」)	6			
		年	平 . . .		
費	税額 (2)のない場合 $(6) \times \frac{12}{100}$	7			
		以	平 . . .		
の	基準額 (2)の金額がある場合 $(6) \times \frac{12}{100} + (2) \times \frac{15}{100}$	8			
		内	平 . . .		
税	額の計	9			
		開	平 . . .		
額	の算	10			
		始	平 . . .		
控	除	11			
		事	平 . . .		
除	中小企業者等の試験研究費の額の支出基準額 (1)× $\frac{10}{100}$ 又は $\frac{6}{100}$	12			
		業	平 . . .		
の	特別控除額 (12)と(13)のうち少ない金額	13			
		年	平 . . .		
特	特別控除額 (11)又は(14)	14			
		度	平 . . .		
		円			
		(19)のうち上位3順位の合計額		21	
		基準試験研究費の額 (前2年以内に開始した事業年度) (の(19)の金額のうち最も多い金額)		22	
		特別試験研究費の額の明細			
		特別試験研究費の内容		特別試験研究費の額	
		23		24	
		円			
		計			

別表六(六)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

3 「比較試験研究費の額(2)÷（3又は事業年度数）3」は、適用年度の開始の前5年以内に開始した各事業年度の数が3に満たない場合には「3又は」を消し、その各事業年度の数が3以上の場合には「又は事業年度数」を消して記載します。

4 「中小企業者等の試験研究費の額の支払基準額(1)× $\frac{10}{100}$ 12」は、措置法第42条の4第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合において、当期が平成14年4月1日以

後に開始した事業年度であるときは、「10又は」を消し、平成14年3月31日以前に開始した事業年度であるときは、「又は6」を消して記載します。

5 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(16)の事業年度の月数}}18$ 」の分子には、当期の月数を、分母には、「16」の事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。

6 「特別試験研究費の内容23」には、当期の試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。

なお、この場合に、その特別試験研究費の額が措置法令第27条の4第5項第1号から第3号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第20条第1項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。